

# 当院の基準

## 1. 精神病棟の状況

### (1) 第1病棟・第2病棟・第6病棟・第8病棟 (各60床) : 精神療養病棟入院料算定

- ① 当病棟では、1日に6人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。
- ② 当病棟では、1日に6人以上の看護補助者（患者様の身支度や食事等の身の廻りのお世話をさせていただく者）が勤務しています。
- ③ 1日に12人以上の看護要員（看護職員および看護補助者）が勤務しています。
- ④ 精神保健指定医および作業療法士が常勤しています。

### (2) 第5病棟 (48床) : 精神療養病棟入院料算定

- ① 当病棟では、1日に5人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。
- ② 当病棟では、1日に5人以上の看護補助者（患者様の身支度や食事等の身の廻りのお世話をさせていただく者）が勤務しています。
- ③ 1日に10人以上の看護要員（看護職員および看護補助者）が勤務しています。
- ④ 精神保健指定医および作業療法士が常勤しています。

### (3) 第3病棟 (58床) : 精神科救急急性期医療入院料算定

- ① 当病棟では、1日に18人以上の看護師が勤務しています。
- ② 当病棟における常勤の医師は3人以上です。
- ③ 当病棟では、2人以上の常勤の精神保健福祉士を配置しています。

### (4) 第4病棟 (60床) : 認知症治療病棟入院料1算定

- ① 当病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。
- ② 当病棟では、1日に8人以上の看護補助者（患者様の身支度や食事等の身の廻りのお世話をさせていただく者）が勤務しています。

### (5) 第9病棟 (13床、休床中)

## 2. 当院では、患者様の負担による付添看護は行っていません。

## 3. 食事療養

- (1) 当院は入院時食事療養（I）の承認を受けた給食を適時（夕食については、午後6時以降）に配膳する食事療養を行い、また管理栄養士等による栄養管理を実施しています。
- (2) 管理栄養士等による栄養管理のもとでは、入院時、患者様個々の栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士、薬剤師、看護師その他の医療従事者が共同して、患者様個々の栄養状態、摂食機能および食形態を考慮した栄養計画を作成の上、管理を行うとともに、栄養状態を定期的に記録、また評価し、必要に応じて当該計画の見直しを行っています。

## 4. 当院は関東信越厚生局新潟事務所長等へ各種届出を行っている 保険医療機関です。

## 【届出事項】

### ー医療保険ー

#### ○医 科

精神科救急急性期医療入院料（精神科救急医療体制加算2）、精神療養病棟入院料（重症者加算1）、認知症治療病棟入院料1、診療録管理体制加算3、精神科応急入院施設管理加算、精神病棟入院時医学管理加算、精神科急性期医師配置加算1、医療安全対策加算2（医療安全対策地域連携加算2）、感染防止対策加算3（連携強化加算）、患者サポート体制充実加算、データ提出加算1・3、精神科入退院支援加算、看護配置加算、療養環境加算、ニコチン依存症管理料、ハイリスク妊産婦連携指導料2、精神科退院時共同指導料1・2、CT撮影（4列以上16列未満のマルチスライスCT）及びMRI撮影、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）、運動器リハビリテーション料（Ⅱ）、認知症患者リハビリテーション料、通院在宅精神療法の療養生活継続支援加算、精神科作業療法、医療保護入院等診療料、治療抵抗性統合失調症治療指導管理料、精神科在宅患者支援管理料1・3、外来・在宅ベースアップ評価療（Ⅰ）、入院ベースアップ評価料（Ⅰ）、入院時食事療養（Ⅰ）および食堂加算

#### ○歯 科

クラウン・ブリッジ維持管理料、CAD/CAM冠、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

### ーその他ー

各種保険、生活保護法、障害者総合支援法、その他各法指定、労災指定医療機関

令和6年6月1日現在 田宮病院